

設計部課名

建設部建築住宅課

設計年月日

令和3年 5月 21日

設計書
(閱 覧 用)

工 事 名
(業 務 名)

新伊達博物館設計支援 (CM) 業務

施 工 場 所

宇和島市天赦公園

本設計書数量ハ参考数量トスル

完 成 予 定 日

令和 年 月 日 履

行 期 間

630 日 間

新伊達博物館設計支援（CM）業務仕様書

I 業務概要

1. 業務名称 （ 新伊達博物館設計支援（CM）業務 ）

2. 計画施設概要

本業務の対象となる施設（以下「対象施設」という。）の概要は次のとおりとする。

(1) 施設名称 （ 新伊達博物館（仮称） ）

(2) 敷地の場所 （ 宇和島市天赦公園101番1、他 ）

(3) 施設用途 （ 博物館 ）

※屋外施設（駐車場、広場、公衆用トイレ、囲障、排水設備等）を含む
「平成31年国土交通省告示第98号別添二」による建築物の類型
・十二号 第2類

(4) 業務対象の設計業務

・伊達博物館改築事業

(a) 新伊達博物館建築設計業務（基本設計・実施設計）

(b) 新伊達博物館展示設計業務（基本設計・実施設計）

(5) 本委託の実施上の留意事項等

- (a) 本委託を受託したもの（以下「受託者」という。）は、伊達博物館改築事業（以下「計画事業」という。）に係る基本設計段階、実施設計段階において、発注者の方針や意向を十分に理解し、品質・工期・コストに対する意図を踏まえた上で、関連する各分野における専門性の高い技術力を有する者を随時、適切に配置し、本委託に係る業務（以下「本業務」という。）にあたるとともに、良質かつ安定的な支援を契約期間中継続的に提供するものとする。
- (b) 受託者は、常に発注者の支援者としての立場に立ち、発注者の利益を守ることを最大の任務と捉え、本業務を実施するとともに、契約期間中、発注者との高い信頼関係及び倫理性の保持を徹底すること。
- (c) 受託者は、本事業に関連する設計者、施工者（以下「関連事業者」という。）から、常時完全に独立する立場の維持を徹底すること。
- (d) 受託者は、新伊達博物館設計支援（CM）業務プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）における所定の条件を踏まえるとともに、本業務の実施にあたり、本事業に係る関係諸法令及び関連条例等の遵守を徹底すること。
- (e) 受託者は、本業務の実施に関し、疑義が生じた場合には、速やかに発注者と協議を行うこと。また、本業務の遂行に当たり、本委託における発注者の方針や意向を満足する上で、当然必要な業務であると発注者が考えるものに関しては、本業務に含まれるものとして遅滞なく遂行すること。
- (f) 伊達博物館改築事業における設計業務は、新伊達博物館建築設計業務と新伊達博物館展示設計業務に区分しての業務発注となるため、当該CM業務において各々の設計業務並びに相互の設計業務の確認調整等が必要であることに留意のこと。
- (g) 業務対象の設計業務に履行期間の延長の必要性が生じた場合においては、当該CM業務においても履行期間及びII 2.(9)(a)に示す指定部分の履行期限の延長を行うもの。
なお、業務対象範囲及び支援内容に特段の変更の無い場合においては、原則として委託金額の変更は行わない。

(6) 履行期間

当該業務の履行期間は、予算の繰越による履行期間の延長を見込み、契約締結日の翌日から630日間を予定する。

3. 適用

本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に記載された特記事項については全て適用する。

4. 業務対象設計概要

(1) 敷地の条件

- (a) 敷地の面積 (新博物館・広場エリア 概ね12,000㎡)
(現博物館側駐車場エリア 概ね900㎡)
- (b) 用途地域及び地区の指定 (新博物館・広場エリア：第一種住居地域 都市公園内)
(現博物館側駐車場エリア：近隣商業地域 (準防火地域))

※都市公園内の建築物の建築面積の限度について

- ・都市公園法関係法令及び宇和島市都市公園条例により、陳列館（博物館等）の建築面積は都市公園の敷地に対して12%以下とすること。
- ・都市公園（天赦公園）面積：25,088.55㎡
(計画地隣接の天赦園を含む)
- ・都市公園内既存建築物の建築面積の合計：203.78㎡
(当該事業により解体予定の身障者用便所37.91㎡を含む)

(2) 施設の条件

【伊達博物館 建設】

- (a) 施設の延べ面積 (概ね4,000㎡)
- (b) 主要構造 (RC造)
- (c) 耐震安全性の分類
- ① 構造体 II類
 - ② 建築非構造部材 B類
 - ③ 建築設備 乙類

耐震安全性の分類は、官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年3月29日付け国営計第126号、国営整第198号、国営設第135号）による。（以下同じ）

【公園内トイレ 建設】

- (a) 施設の延べ面積 (概ね40㎡)
- (b) 主要構造 (木造)
- (c) 耐震安全性の分類
- ① 構造体 III類
 - ② 建築非構造部材 B類
 - ③ 建築設備 乙類

耐震安全性の分類は、官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年3月29日付け国営計第126号、国営整第198号、国営設第135号）による。（以下同じ）

【公園身障者用便所 解体】

- (a) 施設の延べ面積 (37.91㎡)
- (b) 主要構造 (RC造一部木造)

(3) 建設の条件

(a) 予定工事費（宇和島市伊達博物館改築事業基本計画時概算）

〈資料移設費、備品費、開館準備費、既存博物館解体費は含まない〉

- ・新伊達博物館（仮称）建設工事
約2,590,000千円（税別）
（上記金額には、建築工事費、液状化対策費、外構費（銅像移設を含む）、敷地内解体整備費、を含む。）
- ・新伊達博物館（仮称）展示工事
約510,000千円（税別）

(b) 予定建設工期

建築工事：令和6年1月～令和7年6月 予定

展示工事：令和6年1月～令和7年12月 予定

(4) 設計と条件の資料

設計と条件については、次の資料による。

- ・宇和島市立伊達博物館改築事業基本構想
<https://www.city.uwajima.ehime.jp/uploaded/attachment/24646.pdf>
- ・伊達博物館改築事業基本計画 令和3年2月策定
<https://www.city.uwajima.ehime.jp/uploaded/attachment/32485.pdf>
- ・設計概要書 （ 教育委員会 文化・スポーツ課 ）

II 業務仕様

特記仕様書に記載されていない事項は、II 1. (1) に挙げる業務委託書等による内容を基本とし、発注者と受託者で協議し決定する。なお、これらに記載の無い事項であっても、本委託の性質上必要と思われるものは、受託者の責任において完備しなければならない。

1. CM業務の範囲及び内容

(1) 業務の範囲及び内容

日本コンストラクション・マネジメント協会発行「CM (コンストラクション・マネジメント) 業務委託契約約款・業務委託書 (2020年8月改定版)」における業務委託書による業務内容。

	業務内容の項目		業務対象範囲
共通業務	プロジェクトの情報管理		○
	会議体の提案と運営支援		○
	プロジェクト関係者への説明支援		○
	CM業務報告書の作成		○
	CM業務説明書の作成		○
	プロジェクトにおけるリスクの説明		○
	委託者のプロジェクトにおける目標と要求の更新		○
	プロジェクト関係者の役割分担の更新		○
	プロジェクト推進・管理方針の更新		○
	クレームに関する助言		○
基本設計におけるマネジメント	基本設計の方針検討	基本設計方針の確認	○
		基本設計スケジュールの確認	○
	基本設計への支援と確認	事前協議への助言及び支援	○
		設計進捗状況の確認	○
		設計内容のモニタリング	○
		工事施工スケジュール案の作成	○
		工事費概算書の確認	○
基本設計図書の内容の確認		○	
実施設計におけるマネジメント	実地設計の方針検討	実施設計の方針の確認	○
		実施設計スケジュールの確認	○
	実施設計への支援と確認	許認可に関する申請支援	○
		設計進捗の確認	○
		設計内容のモニタリング	○
		施工スケジュール案の更新	○
		工事費積算資料の確認 (内訳明細書、数量調書、見積書等を含む)	○
実施設計図書等の内容の確認		○	

○：業務対象範囲

(2) 業務内容の補足事項

(a) 共通業務

- ・別紙「事業関係者役割分担表」の各段階に記載の【CM 受託者】の業務を参照のこと。
- ・月 2 回程度の設計総合定例会を実施するもの。
(新伊達博物館建築設計業務・新伊達博物館展示設計業務同時開催予定)
- ・各 CM 業務において、設計者の業務又は提出物について疑義があると受託者が判断した場合は、発注者の指示に従い各者に改善・修正を依頼する。
- ・設計者が依頼に応じない場合は、その旨を発注者に報告する。この場合、その後の対応は発注者が決定するが、発注者の依頼があった場合は、対応策について発注者に助言する。
- ・設計分科会及びワークショップへの出席をする。
- ・各会等への出席において、監督員の事前承諾により Web 会議での対応を可とする。

(b) 基本設計及び実施設計におけるマネジメント

- ・仮設計画について、受託者が博物館・公園利用者の安全性、業務の継続性等を含めて発注者の視点で実際の工事状況を想定したうえで検証を行い、その結果を発注者に報告する。計画に疑義があると受託者が判断した場合、発注者と協議し、対応策について助言する。
- ・設計業務受注者から提出された技術提案書及び VE (バリュー・エンジニアリング) 提案書について、発注者の方針及び意向との整合性を、施工性・コスト・スケジュール・品質等の観点から概略の検討を行い、その結果を発注者に報告する。
- ・設計業務受注者から提出された基本設計及び実施設計の各成果物について、設計業務契約図書並びに設計仕様書、発注者指示事項等に照らして確認するとともに、各成果物相互間の調整及び不整合等の検証を行い、その結果を発注者に報告する。
- ・当該事業の関係機関に対する諸手続き、調整及び地元協議・住民説明について支援する。

(c) 什器・備品、特殊機器など付帯設備への対応

- ・発注者が設計者に求める資料で、実施設計段階において特殊機器・什器・備品などの建設工事に含まれない事項について、必要と思われる項目を確認し助言する。
- ・付帯設備の仕様の確認と設計スケジュールの整合性確認及び調整、建物要求事項の設計への反映状況の確認を行い、その結果を発注者に報告する。
- ・発注者が行う付帯設備に関する発注仕様書の更新について、発注方法、発注区分、発注スケジュール、契約内容について発注者に助言する。
- ・付帯設備の発注スケジュールを確認し、マスタースケジュールに反映する。その結果を発注者に報告し、承認を得たうえでプロジェクト関係者へ周知する。付帯設備の仕様決定及び発注進捗が、設計スケジュールの進捗に影響を及ぼさないよう、付帯設備スケジュールの管理調整について助言する。

2. 業務の実施

(1) 一般事項

受託者は、実施要領に基づき提出した業務実施体制により当該業務を履行するとともに、業務提案書における提案事項については、実現に向けて問題点を検討し、問題点がある場合は改善策の提案を行うなど、発注者の承認を得て業務を遂行すること。

(2) 適用基準等

(a) 共通

- ・官庁施設の基本的性能基準
- ・官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン
- ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- ・官庁施設の総合耐震診断・改修基準
- ・木造計画・設計基準
- ・木造計画・設計基準の資料
- ・官庁施設の環境保全性基準
- ・官庁施設の防犯に関する基準
- ・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- ・建築設計業務等電子納品要領
- ・官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕工事編】
- ・公共建築工事積算基準
- ・公共建築工事共通費積算基準
- ・公共建築工事標準単価積算基準
- ・公共建築工事積算基準等資料
- ・建築物解体工事共通仕様書
- ・高齢者、障害者等の円滑な移動に配慮した建築設計基準
- ・バリアフリー法（建築物移動等円滑化誘導基準への適合が望ましい）
- ・重要文化財の所有者及び管理団体以外の者による公開に係る博物館その他の施設に関する規定
- ・文化財公開施設の計画に関する指針
- ・国宝・重要文化財の公開に関する取扱い要項
- ・文化財（美術工芸品）保存施設、保存活用施設設置・管理ハンドブック
- ・文化財（美術工芸品）の防災に関する手引
- ・美術館・博物館のための空気清浄化の手引き（東京文化財研究所）
https://www.tobunken.go.jp/~ccr/pub/190410aircleaning_guideline.pdf
- ・文書館・文化財展示収蔵施設における「生物被害対策」
<https://www.tobunken.go.jp/japanese/publication/pestdamages/index.html>
- ・CM（コンストラクション・マネジメント）業務委託契約約款・業務委託書
2020年8月改訂版の内 CM（コンストラクション・マネジメント）業務委託書
- ・CM（コンストラクション・マネジメント）業務委託契約約款・業務委託書の解説
第1版の内「CM業務委託書」解説
- ・CMガイドブック（第3版）〈（一社）日本コンストラクション・マネジメント協会〉

(b) 建築

- ・建築工事設計図書作成基準
- ・建築工事設計図書作成基準の資料
- ・敷地調査共通仕様書
- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
- ・公共建築木造工事標準仕様書
- ・建築設計基準
- ・建築設計基準の資料
- ・建築構造設計基準
- ・建築構造設計基準の資料
- ・建築工事標準詳細図
- ・構内舗装・排水設計基準
- ・構内舗装・排水設計基準の資料
- ・表示・標識標準
- ・擁壁設計標準図

- ・木造建築物の防・耐火設計マニュアル
- ・建設廃棄物処理指針
- ・建築工事における建設副産物管理マニュアル
- ・建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル
- ・廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策について

(c) 建築積算

- ・公共建築数量積算基準
- ・公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）
- ・公共建築工事見積標準書式（建築工事編）
- ・公共建築工事積算基準の解説（建築工事編）
- ・建築積算のための仮設計画標準

(d) 設備

- ・建築設備計画基準
- ・建築設備設計基準
- ・建築設備工事設計図書作成基準
- ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ・公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ・雨水利用・排水再利用設備計画基準
- ・建築設備耐震設計・施工指針（（一財）日本建築センター）
- ・建築設備設計計算書作成の手引（（一社）公共建築協会）
- ・空気調和システムのライフサイクルエネルギーマネジメントガイドライン
- ・昇降機技術基準の解説
- ・昇降機耐震設計・施工指針
- ・建築設備設計・施工上の運用指針

(e) 設備積算

- ・公共建築設備数量積算基準
- ・公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）
- ・公共建築工事見積標準書式（設備工事編）
- ・公共建築工事積算基準の解説（設備工事編）

(3) 業務計画書・報告書

契約締結後速やかに、次に掲げる事項を含む業務計画書を作成の上、発注者に提出し、発注者の承認を得るものとする。(仕様書等に定めのない業務計画については、協議事項とし、適宜追加するものとする。)

受注者は、プロポーサル方式により業務を受託した場合には、実施要領に基づき提案された履行体制により当該業務を履行する。

なお、プロポーサル方式による手続きを経て業務を受注した場合は、下記(a)、(b)、(d)及び(e)について、技術提案書に記載があり、その内容に変更がなければ提出を省略できる。

- (a) 管理技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、平成23年4月1日以降に契約履行が完了した同一・同種公共・公共業務の実績及び手持ち業務の状況
- (b) 各主任担当技術者（管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を統括する役割を担うものをいう。）の担当分野、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、平成23年4月1日以降に契約履行が完了した同一・同種公共・公共業務の実績及び手持ち業務の状況
- (c) 担当技術者の分担業務分野、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、平成23年4月1日以降に契約履行が完了した同一・同種公共・公共業務の実績（担当技術者を配置する場合）
- (d) 協力事務所（協力者のうち、分担業務分野の主任担当技術者が所属する事務所をいう。以下同じ。）の名称、代表者名、所在地、分担業務分野、協力を受ける理由及び具体的内容（協力事務所がある場合）
ただし、主たる分担業務分野（総合分野）を再委託しないこと。
- (e) 追加する分担業務分野、具体的な業務内容、追加する理由及び主任担当技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、平成23年4月1日以降に契約履行が完了した当該分野における業務の実績、手持ち業務の状況（総合、構造、電気、機械、コスト管理、工事施工計画以外に分担業務分野がある場合）

注)「契約履行が完了した同一・同種公共・公共業務の実績」とは、次の①～③全ての項目に該当する実績をいう。

なお、海外の実績及び協力事務所として携わった実績についても条件を満たしていれば実績として記載できる。

- ①契約履行が完了した施設の発注者支援業務実績
- ②本業務において担当する分担業務分野での発注者支援業務実績（ただし、管理技術者又はこれに準ずる立場としての業務実績を有する場合は、当該業務の主たる分担業務分野についても業務実績を有することとして扱うことができる。）
- ③次を満たす施設の発注者業務実績
 - 1) 同一業務の実績における対象施設は、「平成31年国土交通省告示第98号別添二」による建築物の類型十二・建築物の用途等第2類に該当する施設で「美術館、博物館」に係る延べ面積2,000㎡以上の建築物とする。
 - 2) 同種公共業務の実績における対象施設は、国又は地方公共団体等が発注する工事(※)で、「平成31年国土交通省告示第98号別添二」による建築物の類型十二・建築物の用途等第2類に該当する施設に該当し、延べ面積2,000㎡以上の建築物とする。
 - 3) 公共業務の実績における対象施設は、国又は地方公共団体等が発注する工事(※)で、「平成31年国土交通省告示第98号別添二」による建築物の類型三～十二に該当する施設に該当し、延べ面積2,000㎡以上の建築物とする。

(※)国又は地方公共団体等が発注する工事

○公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第2項に定める公共工事

○「医療法（昭和23年法律第205号）第31条に定める公的医療機関」、「国立大学法（平成15年法律第112号）第2条第1項に定める国立大学法人」及び「地方独立行政法（平成15年法律第118号）第68条第1項に定める公立大学法人」が発注する工事

(f) CM業務方針

業務の実施方針、事業フェーズ毎の業務内容の整理、マネジメント目標（要求品質・コスト管理・目標工程）の設定

(g) 業務実施体制

全事業関係者の業務体制、組織計画（体系図）、業務担当表、連絡体制、連絡先

(h) 業務工程表（予定）（各技術者の「業務予定日数／月」及び「予定総員数」を記載）

業務工程計画の作成、打合せ計画の作成

業務報告書は、次の構成とし、毎月ごとに取りまとめて都度提出する。

(a) 業務工程表（実施）（各技術者の「業務実施日数／月」を記載）

(b) 業務日報（担当者毎に日々の業務内容について簡潔に記載）

(c) 打合せ議事録（発注者及び設計者、関係各所、協力事務所等との打ち合わせ議事録（資料共）、必要な検討事項等を記載）

(d) 各種検討・報告資料（各種検討・報告事項の内容及び結果並びに資料）

(e) 事業進捗状況資料（各事業及び全体事業のスケジュール、クリティカルパスの表示）

(4) 監督職員の権限内容

監督職員は、受注者に対する指示、承諾または協議、及び関連業務との調整、業務の進捗状況の確認、本特記仕様書の記載内容との照合その他契約の履行状況の調査を行う。

(5) 管理技術者及び主任担当者の資格要件

業務の実施にあたっては、次の資格要件を有する管理技術者及び主任担当者を適切に配置した体制とする。また、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により技術者の変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

(a) 管理技術者

管理技術者の資格要件は次による。

なお、受注者が個人の場合にあつてはその者、会社その他の法人である場合にあつては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

・CCMJ（日本コンストラクション・マネジメント協会の認定コンストラクションマネジャー、以下「CMr」という。）及び一級建築士の資格を有するもの。

・2.（3）.注）に示す同一・同種公共・公共業務のいずれかにおける基本設計又は実施設計段階（以下、設計段階という）において、発注者の業務支援を行うCMrとして、以下のア、イに記す業務（以下「CM業務」という。）についての実績があること。

ア 設計段階において、技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立った、設計の検討支援、設計VE提案、施工スケジュールの提案、工事予算の検討の各種のマネジメント業務（2002年国土交通省『CM方式活用ガイドライン』

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000215.html参照。）

イ 日本コンストラクション・マネジメント協会発行「CM（コンストラクション・マネジメント）業務委託契約約款・業務委託書」に記載の基本設計段階、実施設計段階のCM業務

- (b) CM業務を担当する各分野の主任担当者
主任担当者の資格要件は次により、建築（総合）、建築（構造）、電気、機械、コスト管理、工事施工計画の分野毎に1名配置するものとする。
主たる分野（総合）の主任担当者は、受注者が会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属するものを配置しなければならない。
- ①建築（総合）
 - ・CMrの資格及び一級建築士の資格を有する者
 - ・CM業務に携わった実務経験を有する者
 - ②建築（構造）
 - ・一級建築士又は構造設計一級建築士の資格を有する者
 - ・CM業務に携わった実務経験を有する者
 - ③電気設備
 - ・建築設備士又は設備設計一級建築士の資格を有する者
 - ・CM業務に携わった実務経験を有する者
 - ④機械設備（給排水衛生・空調換気）
 - ・建築設備士又は設備設計一級建築士の資格を有する者
 - ・CM業務に携わった実務経験を有する者
 - ⑤建設コスト管理
 - ・建築コスト管理士又は建築積算士の資格を有する者
 - ・CM業務に携わった実務経験を有する者
 - ⑥工事施工計画
 - ・一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有する者
 - ・CM業務に携わった実務経験を有する者
- (c) 管理技術者は、業務に支障を来たさない範囲において建築（総合）分野の主任担当者との兼務を認める。
- (d) 建設コスト管理主任担当者、及び工事施工計画主任担当者については、業務に支障を来たさない範囲において、他の主任担当者との兼務を認める。

(6) 貸与品等

貸与可能資料	適用
・伊達博物館改築事業基本計画 成果品一式	
貸与場所（ 建築住宅課 ） 貸与時期（ 業務着手時以降 ）	
返却場所（ 建築住宅課 ） 返却時期（ 業務完了時 ）	

(7) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督職員に提出する。

- (a) 業務着手時
- (b) 監督職員又は管理技術者が必要と認めた時
- (c) 設計総合定例会及び設計分科会（月2回程度）
- (d) その他（基本設計段階及び実施設計段階の各成果品納品説明時）

※打合せには管理技術者又は総合主任担当者のいずれかは出席することとし、その他の主任担当者の出席は業務状況により監督員と協議のこと。

(8) 成果物等の情報の適正な管理

- (a) 次に掲げる措置その他必要となる措置を講じ、契約書の秘密の保持等の規定を遵守のうえ、図面等の情報を適切に管理する。なお、発注者は措置の実施状況について報告を求めることができる。また、不十分であると認められる場合には、是正を求めることができるものとする。
- 成果物等とは、
- 1) II 3. に規定する成果物（未完成の成果物を含む）
 - 2) その他業務の実施のため、作成され、又は交付、貸与等されたもの等とし、紙媒体によるもののほか、これらの電子データ等を含むものとする。
- ① 発注者の承諾無く、成果物等の情報を業務の履行に関係しない第三者に閲覧させる、提供するなど（ホームページへの掲載、書籍への寄稿等を含む）しない。
 - ② 業務の履行のための協力者等への図面等の情報の交付等は、必要最小限の範囲について行う。
 - ③ 成果物等の情報の送信又は運搬は、業務の履行のために必要な場合のほかは、発注者が必要と認めた場合に限る。また、必要となる情報漏洩防止を図るため、電子データによる送信又は運搬に当たってのパスワードによる保護、情報の暗号化等必要となる措置を講ずる。
 - ④ サイバー攻撃に対して、必要となる情報漏洩防止の措置を講ずる。
 - ⑤ 貸与品等の情報については、業務の履行に必要な範囲に限り使用するものとし、II 2.(6)により発注者に返却する。また、複製等については、適切な方法により消去又は廃棄する。
 - ⑥ 契約の履行に関して知り得た秘密については、契約書に規定されるとおり秘密の保持が求められるものとなるので特に取扱いに注意する。
- (b) 成果物等の情報の紛失、盗難等が生じたこと又は生じたおそれが認められた場合は、速やかに発注者に報告し、状況を把握するとともに、必要となる措置を講ずる。
- (c) 上記 (a) 及び (b) の規定は、契約終了後も対象とする。
- (d) 上記 (a)、(b) 及び (c) の規定は、協力者等に対しても対象とする。

(9) その他、業務の履行に係る条件等

- (a) 指定部分の範囲 (基本設計段階 CM 業務成果物)
・指定部分の履行期限 (令和4年5月15日)
- (b) 成果物の提出場所 (建設部建築住宅課)
- (c) 成果物の取り扱いについて
提出されたCADデータについては、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。
- (d) 写真の著作権の権利等について
受注者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。
- ① 写真は、宇和島市が行う事務並びに宇和島市が認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。
 - ② 次に掲げる行為をしてはならない。(ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。)
 - 1) 写真を公表すること。
 - 2) 写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。
- (e) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
- ① 本業務において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
 - ② ①により警察に通知又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

- ③ ①及び②の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
- ④ 本業務において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
- (f) 業務実績情報の登録の要否

・要

受注者は、業務実績情報サービス（TECRIS）に業務実績情報を登録する。なお、登録に先立ち、登録内容について、監督職員の承諾を受ける。また、業務完了検査時には、登録されることを証明する資料を監督職員に提出し確認を受け、業務完了後に速やかに登録を行う。

登録技術者は、管理技術者を基本とする。

主任担当者の登録を行う場合には、当該技術者の配置が決まり次第「主任担当技術者について(届出)」を「主任担当技術者経歴書」を添えて監督職員に提出の上、承認を得ること。

3. 成果物、提出部数等

成果物等	部数	製本形態	適用
(a) 基本設計段階 CM 業務 ・業務計画書 ・業務報告書 ・成果物電子納品版	各 2 部 各 2 部 各 2 部	A 4 A 4 CD-R	ケースファイル納め
(b) 実施設計段階 CM 業務 ・業務計画書 ・業務報告書 ・成果物電子納品版	各 2 部 各 2 部 各 2 部	A 4 A 4 CD-R	ケースファイル納め

(注) 1) 成果物の名称や内容は、発注者と受託者との事前協議により詳細を決定すること。

2) 綴りは製本せず、着脱可能な厚形ファイルを使用すること。

3) 綴りは適宜分冊し、背表紙及びインデックスを用いて分かりやすくまとめること。

4) 納品する CD-R には、タイトルを記載するとともに、内部のデータについても紙データと同じタイトルを付けたフォルダやファイル名を付し焼き付けること。

5) データについては、紙データ版と同じ体裁で作成した PDF 版とともに、下記の形式により格納すること。

① 文書 : Microsoft Word 形式又は Microsoft Excel 形式

② 表、グラフ : Microsoft Excel 形式又は Microsoft PowerPoint 形式

③ 写真データ : Jpeg 形式

6) 本業務の成果物の著作権及び所有権は、すべて発注者に帰属するものとする。

新伊達博物館建築設計業務概要書

1 基本的な考え方

宇和島市立伊達博物館は、昭和49年の開館より半世紀を迎えようとしており、建物本体及び設備施設の経年劣化は激しく、近い将来に起こるとされている南海トラフ巨大地震に対する耐震性もない。そこで、令和8年度の開館を目指して、宇和島が誇る歴史文化を安心して後世につなぎ、その魅力を市民はもとより、国内外に発信するための施設として、「地域の歴史文化の再生、共創の象徴となるべき博物館」、「新しいまちづくりと景観の美しさの象徴となるべき博物館」を基本理念として、新たな博物館を整備することになった。

なお、伊達博物館の整備にあたっては文化財保護法（昭和25年法律第214号）第53条第1項ただし書の規定に基づく公開承認施設の申請を前提としているため、博物館法（昭和26年法律第285号）、文化財保護法等の関係法令の遵守はもとより、「重要文化財の所有者及び管理団体以外の者による公開に係る博物館その他の施設に関する規定」、「文化財公開施設の計画に関する指針」、「国宝・重要文化財の公開に関する取扱い要項」、「文化財（美術工芸品）保存施設、保存活用施設設置・管理ハンドブック」、「文化財（美術工芸品）の防災に関する手引」等、文化庁が定める通知等の遵守にも努めるものとする。

2 施設概要

(1) 名称

宇和島市立伊達博物館

(2) 所在地

宇和島市天赦公園101-1ほか

(3) 施設構造等

- ① 構造 鉄筋コンクリート造 地上2階建て以上
- ② 延べ床面積 4,000㎡程度

(4) 諸室構成等

伊達博物館改築事業基本計画の「9 新博物館の規模」における諸室構成を参考として提案を求めるが、博物館ゾーンについては特に、津波・水害リスクから避けることを考慮した配置とすること。

(5) 予定工事費 約2,590,000千円（税別）

宇和島市伊達博物館改築事業基本計画時概算

（上記金額には、建築工事費、液状化対策費、外構費（銅像移設を含む）、敷地内解体整備費、を含む。

展示工事費、資料移設費、備品費、開館準備費、既存博物館解体費は含まない。）

3 特記事項

伊達博物館改築事業基本構想及び伊達博物館改築事業基本計画はもとより、伊達博物館建替委員会議事録、伊達博物館改築事業基本計画パブリックコメント及び市民説明会質疑応答（関連資料は宇和島市ホームページに掲載）を精読し、狙いとする効果の発揮や課題となっている問題の解消を図るため効率的な配置を行う。特に以下のことに留意すること。

【建物全般】

○施設は、交流ゾーン及び博物館ゾーンにて構成されるものとするが、それぞれの施設の設置趣旨を踏まえ、諸室におけるその位置づけを明確にすること。

○建設予定地は津波等浸水被害想定域であるため、津波災害を前提とした施設整備や災害対策を講じること。

○国指定名勝天赦園に隣接することから、天赦園からの景観に配慮し、なおかつ相乗効果が見込める配置や意匠とすること。

○施設から宇和島城を眺望できる配置や諸室構成を検討すること。

○ユニバーサルデザインに配慮した施設とすること。

○宇和島市の「公共建築物における木材の利用の促進に関する方針」に基づき木質化に配慮すること。

https://www.city.uwajima.ehime.jp/uploaded/life/35963_101693_misc.docx

○施設維持費の縮減に配慮した施設とすること。

【交流ゾーン】

○宇和島市の歴史・文化等を広く紹介する総合ガイダンスの役割を担うとともに、市民や観光客が日常的に交流できるゾーンとすること。

○博物館ゾーンとも一体となり、相乗効果を発揮できる施設とすること。

【博物館ゾーン】

○文化財保護法（昭和25年法律第214号）第53条第1項ただし書の規定に基づく公開承認施設の申請を前提としているため、法令を遵守し文化庁並びに関係諸官庁の基準、通達に沿った施設整備の検討を行うこと。

【外構計画等】

①広場

○新博物館及び国の名勝天赦園をつなぐ重要な施設となるため、新博物館（広場を含む）と天赦園が景観的・機能的に相互に魅力を高め合い、賑わいを創出することを目指すこととする。なお、新博物館（広場を含む）と天赦園との境界塀は改築を予定している。

②建設工事中の代替機能

○新博物館工事中においても、現遊具公園は、広場内に代替機能を設けることとしているため、代替となる遊具公園について、従来の広場利用者にも配慮した遊具配置計画等の検討をすること。

○新博物館工事中においても、現遊具公園内トイレは代替機能を設けることとしているため、設置位置等の検討をすること。なお、トイレについては、工事期間中のみならず、新博物館完成後も公園利用者のために使用させるものとして検討すること。

③駐車場計画

○自動車駐車場の計画について、歩行者や車両の安全に配慮した配置計画を検討すること。また、自転車駐車場の計画についても検討すること。

※自動車駐車場想定台数

一般車両 30 台程度（※現公園駐車場除く）

身障者用 2 台程度

観光バス 2 台程度

④その他

○天赦公園内のジンダイアケボノをはじめとする樹木について、天赦公園内での移植を含め、可能な限り天赦公園内に残置する計画を検討すること。

事業関与者役割分担表-1

項目		役割分担		
		【委託者】 (発注者)	【CM受託者】	【設計者】 建築設計・展示設計
【1】 共通業務				
1	基本設計・実施設計共通			
	① プロジェクト情報管理（情報管理システムの構築・運営）	決定	支援・運営	協力
	② 会議体の提案と運営（各種設計打合せ、ワークショップ等）	決定・出席	支援・出席	主催
	③ プロジェクト関係者への説明（議会・検討委員会を含む）	実施	支援	協力
	④ マスタースケジュールの更新	実施	支援	協力
	⑤ プロジェクトの目標と要求の更新	決定	支援	承諾
【2】 基本設計段階				
1	基本設計開始段階の検討			
	① 設計要件の設定（基本方針、目標コスト、目標工期等）	決定	支援	承諾
	② 基本設計方針の策定	承諾	支援	策定
	③ 基本設計スケジュールの管理	承諾	支援	管理
2	基本設計の内容確認			
	① 基本設計内容の検証・確認（品質、工程、コストなど技術的課題を含む）	監督	支援	作成
	② 設計課題の管理	監督	支援	管理・運用
	③ 設計者作成の工事費概算の検証・確認	監督	支援	作成
	④ コスト推移の管理	監督	支援	管理・運用
	⑤ 工事施工スケジュール案の作成 (建築設計・展示設計の業務間相互調整含む)	監督	支援	作成
	⑥ 総合仮設計画図の作成	監督	支援	作成
	⑦ 設計者提案の構工法・施工性の検証・確認	監督	支援	作成
	⑧ 設計者より提出される技術提案・V E 提案の検証・確認	採否判断	支援	作成
	⑨ 発注側でのV E 案の検討、設計者への検討依頼	作成・採否判断	作成・支援	検討
	⑩ 積算（概算）資料の検証・確認	検査	支援	作成・照査
	⑪ 基本設計図書等の内容の検証・確認 (建築設計・展示設計の業務整合確認及び各部門間設計図書の整合確認)	検査	支援	作成・照査
	⑫ 基本設計成果品の検収（契約書に基づく成果物）	検収	支援	提出
	⑬ 基本設計の公表（中間、完了時）及びパブリックコメント募集	実施	支援	協力
	⑭ 基本設計説明会の開催（市民向け）	実施	支援	出席・協力

※主な用語の定義

支援：日本コンストラクション・マネジメント協会発行「CM（コンストラクション・マネジメント）業務委託契約約款・業務委託書（2020年8月改定版）」
 における業務委託書による業務内容及びプロポーザル業務提案書等に基づき、委託者への提案・助言・報告及び支援対象業務受注者への依頼・確認
 並びにプロジェクト関係者への説明を行うことをいう

監督：業務委託契約書に基づき、指示・承諾・回答・協議・確認・調査を行うことをいう

作成：業務委託特記仕様書及びプロポーザル業務提案書等に基づき各種資料を作成・提出し、委託者の指示及びCM受託者の依頼に対応することをいう

照査：業務委託特記仕様書に基づき、「照査業務事項」に定める照査を行うことをいう

検査：提出資料等を検証し、成果物受領の可否判断を行うことをいう

事業関与者役割分担表-2

項目		役割分担		
		【委託者】 (発注者)	【CM受託者】	【設計者】 建築設計・展示設計
【3】 実施設計段階				
1	実施設計開始段階の検討			
	① 目標予算の確認（基本設計から更新がある場合）	決定	支援	承諾
	② 設計要件の更新（パブコメの反映等、発注者側からの更新がある場合等）	決定	支援	承諾
	③ 実施設計方針の策定	承諾	支援	策定
	④ 実施設計スケジュールの管理	承諾	支援	管理
2	実施設計の内容確認			
	① 実施設計内容の検証・確認（品質、工程、コストなど技術的課題を含む）	監督	支援	作成
	② 設計課題の管理	監督	支援	管理・運用
	③ 設計者作成の工事費概算の検証・確認	監督	支援	作成
	④ コスト推移の管理	監督	支援	管理・運用
	⑤ 工事施工スケジュール案の更新 (建築設計・展示設計の業務間相互調整含む)	監督	支援	作成
	⑥ 総合仮設計画図の更新	監督	支援	作成
	⑦ 設計者提案の構工法・施工性の検証（基本設計からの更新がある場合）	監督	支援	作成
	⑧ 設計者より提出される技術提案・V E 提案の検証・採否	採否判断	支援	作成
	⑨ 発注側でのV E 案の検討、設計者への検討依頼	作成・採否判断	作成・支援	検討
	⑩ 積算資料の確認・検収	検査	支援	作成・照査
	⑪ 実施設計図書等の内容の確認（意匠、構造、設備図の食い違いチェック、展示：空調、電気図の食い違いチェック、建築設計、展示設計との相互調整必要）	検査	支援	作成・照査
	⑫ 許認可にかかわる申請	提出	支援	作成・照査
	⑬ 実施設計成果品の検収（契約書に基づく成果物）	検収	支援	提出
3	什器・備品、特殊機器など付帯設備への対応			
	① 必要な付帯設備の検討	検討・調整	支援	協力
	② 付帯設備の仕様の検討と設計スケジュールの整合性確認、調整	検討・調整	支援	協力
	③ 付帯設備の発注仕様書・計画書の更新	検討・調整	支援	協力
	④ 付帯設備と建物要求事項の設計への反映確認	監督	支援	設計反映
	⑤ 付帯工事の概算費用の確認	確認	支援	-

※主な用語の定義

- 支援：日本コンストラクション・マネジメント協会発行「CM（コンストラクション・マネジメント）業務委託契約約款・業務委託書（2020年8月改定版）」における業務委託書による業務内容及びプロポーザル業務提案書等に基づき、委託者への提案・助言・報告及び支援対象業務受注者への依頼・確認並びにプロジェクト関係者への説明を行うことをいう
- 監督：業務委託契約書に基づき、指示・承諾・回答・協議・確認・調査を行うことをいう
- 作成：設計業務特記仕様書及びプロポーザル業務提案書等に基づき各種資料を作成・提出し、委託者の指示及びCM受託者の依頼に対応することをいう
- 照査：業務委託特記仕様書に基づき、「照査業務事項」に定める照査を行うことをいう
- 検査：提出資料等を検証し、成果物受領の可否判断を行うことをいう

伊達博物館改築事業
 予定事業工程(参考)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	4月	4月	4月	4月	4月	4月
建築設計・展示設計業務期間						
公園内トイレ先行発注等準備期間						
公園内トイレ建設工事期間						
解体・建設工事発注等準備期間						
既設トイレ等解体工事期間						
建設工事期間						
枯らし期間					夏季	夏季
展示製作・工事期間						
資料搬入等期間						
開館						

※コンクリート打設後に夏季枯らし期間を2季経て令和8年度の開館を予定する
 ※主要な工程の概略工程のみを示すもの
 ※業務にて関係事業等を整理し調整を図ること